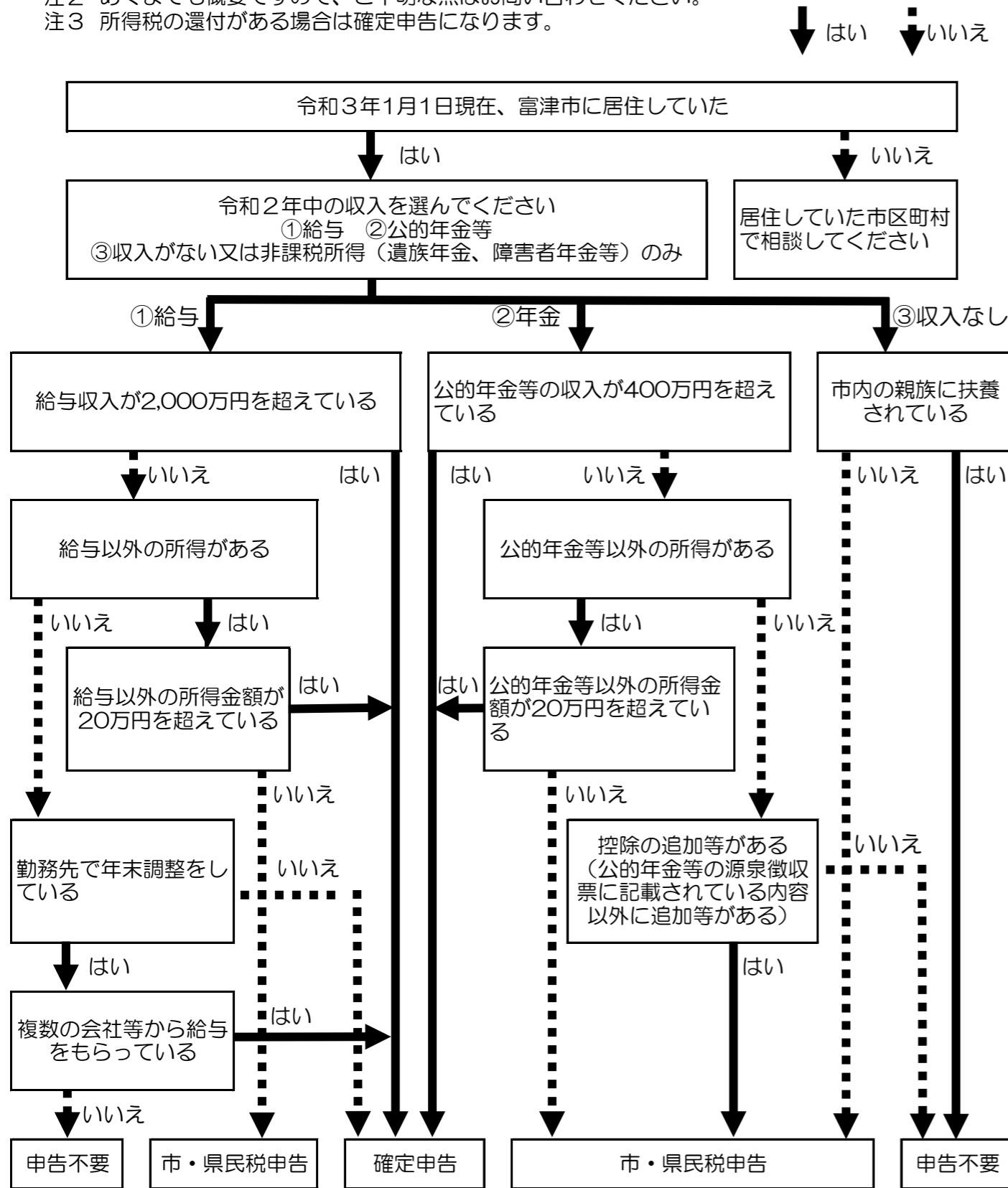


申告確認フローチャート

給与所得者、公的年金等受給者にかかる申告の必要性を確認するフローチャートです。

- 注1 事業、農業、不動産所得等がある人は、原則、申告が必要になります。
- 注2 あくまでも概要ですので、ご不明な点はお問い合わせください。
- 注3 所得税の還付がある場合は確定申告になります。



【市・県民税の申告についてのお問合せ】 富津市役所課税課市民税係 0439-80-1241
 【所得税の確定申告についてのお問合せ】 木更津税務署 0438-23-6161

令和3年度市・県民税申告(令和2年分所得税確定申告)について

申告書作成にあたり相談等が必要な場合は、下記の開催会場にお越しください。

開催会場以外での相談業務は行いませんのでご注意ください。

(作成済み申告書の提出のみの場合は受付します。)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送による提出や所得税の電子申告にご協力をお願いします。

【市役所での申告書作成会場】

人数制限を設けています。※混雑状況により、早めに締め切ることがあります。

時間：午前8時45分～午前11時30分、午後1時～午後4時

期日	会場	対象地区	期日	会場	対象地区
2月16日(火)	富津市役所 大会議室	大佐和地区	3月1日●(月)	富津市民会館	天羽地区
2月17日●(水)		富津地区	3月2日●(火)		天羽地区
2月18日●(木)		市内全域	3月3日●(水)	富津市役所 大会議室	大佐和地区
2月19日(金)	天羽地区	3月4日●(木)	富津地区		
2月22日(月)	天羽地区	3月5日●(金)	大佐和地区		
2月24日●(水)	天羽地区	3月8日(月)	富津地区		
2月25日●(木)	富津市民会館	3月9日●(火)	市内全域		
2月26日●(金)	市内全域	3月10日(水)			
		3月11日●(木)			
			3月12日(金)		
			3月15日(月)		

富津市役所：下飯野2443 (80-1241)
 富津市民会館：湊765-1 (67-3112)
 峰上地区公民館：上後300 (68-1111)

- 注1 対象地区以外の会場でも申告できますが、対象地区の会場にて申告するようご協力をお願いします。
- 注2 期日欄●印の日は、税務署職員が派遣されています。(2ページの【申告について】をご確認ください。)
- 注3 マスクの着用、入口での検温にご協力をお願いします。37.5℃以上の発熱のある方や体調のすぐれない方には、入場をご遠慮いただきます。

【税務署の申告書作成会場】

開設期間	会場	時間
令和3年2月16日(火) ～3月15日(月)	スパークルシティ木更津4階 (木更津市富士見1-2-1) 木更津駅前(西口)	【受付】 午前8時30分～午後4時 【提出】 午前8時30分～午後5時

- 注1 入場には「入場整理券」が必要です。当日会場配布のほか、事前にLINEアプリで入手できます。
- 注2 上記会場には、無料駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。
- 注3 2月21日(日)及び2月28日(日)は開場します。

【税理士による無料申告相談】

申告書作成会場の開設期間以前に、税理士による無料申告相談が実施されますのでご利用ください。

期間	会場	時間
令和3年2月8日(月) ～2月15日(月)	スパークルシティ木更津4階 (木更津市富士見1-2-1)	午前9時～12時 午後1時～4時

申告が必要な人と申告時に必要なもの

【申告について】	
申告が必要 ※4ページの「申告確認フローチャート」もご確認ください	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月1日現在、富津市に居住し一定の所得がある人 収入がない人又は非課税所得（遺族年金・障害者年金等）のみの人で、市内の親族から税金上扶養されていない人
申告の必要がない	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金等の収入が400万円以下の人（その収入以外に収入がある場合には申告が必要です） 勤務先で年末調整を行っている人（その収入以外に収入がある場合には申告が必要です） 収入がなく、市内の親族に税金上扶養されている人
税務申告書相談員が必よるもの	市の会場に派遣される税務署職員に相談可能 ※1ページの日程表をご確認ください
	<ul style="list-style-type: none"> 株式等の譲渡所得がある人 分離課税の配当所得がある人 先物取引の所得、山林所得、退職所得がある人 青色申告をしようとする人 住宅借入金等特別控除の申告をする人で、連帯債務や共有持分のある人 雑損控除の確定申告をする人 ※ 申告内容によっては、市の会場で受付できない場合があります
	税務署会場（スパークルシティ木更津）で申告相談が必要
	<ul style="list-style-type: none"> 土地、家屋等に係る譲渡所得がある人

申告書は課税資料としてだけでなく、所得に関する証明書（所得証明書など）の発行や国民健康保険税の算定、子育て支援に関する手当の支給など様々な行政サービスの資料となります。申告書を提出しないと、これらの行政サービスを受けられなくなる場合があります。

【申告に必要なもの】

- 印鑑
- 令和2年中の収入が分かる書類（源泉徴収票、収支内訳書など）
※昨年申告した収支内訳書の控えがある場合は必ず持参してください。
- 各種控除に必要な書類
控除を受けるには、証明書等の提示又は添付が必要です。
◆ 医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」の添付が必要です。
（医療費通知、医療費のお知らせなどの添付により、明細欄の記載を省略できます。）
※「医療費控除の明細書」は税務署及び市役所課税課、天羽行政センター、峰上出張所、富津連絡所、大貫連絡所で配布しています。
- 本人確認書類の写し（マイナンバーと身元が分かるもの）
◆ 1点確認：マイナンバーカード
◆ 2点確認：通知カード（氏名、住所等が住民票と一致するもの） + 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など
またはマイナンバーの記載された住民票の写し
※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票の内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
※被保険者証の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理（番号等が復元できない程度に黒マジックなどで塗り潰すこと）をお願いします。



あったかふっつ

◀ 所得税が還付される人 ▶

- 申告者名義の口座がわかるもの（預金通帳など）
※申告内容に応じてその他必要となる書類があります。

令和3年度から適用される主な税制改正等について

【給与所得控除の見直し】

給与所得控除が一律10万円引き下げられました。
給与収入が850万円を超える場合、給与所得控除額の上限は195万円になります。

【公的年金等控除の見直し】

公的年金等控除が一律10万円引き下げられました。
公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額は195.5万円が上限とされました。
公的年金等以外の所得の合計所得金額が1,000万円を超える場合、控除額がさらに引き下げられます。

【基礎控除の見直し】

基礎控除が一律10万円引き上げられました。ただし、合計所得金額に応じて控除額が減少します。
<改正後>

合計所得金額	所得税	市県民税
2,400万円以下	48万円	43万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	29万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円	15万円
2,500万円超	適用なし	

<改正前>

合計所得金額	所得税	市県民税
所得制限なし	38万円	33万円

【配偶者・扶養控除等に係る所得要件の見直し】

給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、次のとおり見直しが行われました。

合計所得金額の要件	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下

【ひとり親控除の創設、寡婦（寡夫）控除の見直し】

婚姻歴や性別に関わらず次のすべてを満たすひとり親が対象になり、従来の寡婦控除が見直されました。
<改正後>

ひとり親控除		寡婦控除	
<ul style="list-style-type: none"> 同一生計の子（総所得金額等48万円以下）有り 合計所得金額500万円以下 事実婚無し 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 死別または生死不明かつ子以外の扶養親族有り 合計所得金額500万円以下 事実婚無し 	所得税	市県民税
35万円	30万円	27万円	26万円

<改正前>

特別の寡婦控除	寡夫控除	寡婦控除	
<ul style="list-style-type: none"> 同一生計の子（総所得金額等38万円以下）有り 合計所得金額500万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 死別または生死不明かつ合計所得金額500万円以下 (2) 離別かつ子以外の扶養親族有り 	所得税	市県民税
35万円	30万円	寡婦と同じ	27万円

【所得金額調整控除の創設】

次に該当する場合、給与所得に所得金額調整控除が適用されます。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合
 - 本人が特別障害者に該当する
 - 年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
（給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%＝控除額
- 給与所得控除後の給与の金額及び公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合
（給与所得（上限10万円）＋公的年金等に係る雑所得（上限10万円））－10万円＝控除額

税務署による災害等に関する申告相談会

令和元年の台風等により被害を受けた個人の方を対象として、木更津税務署による、災害等に関する所得税の申告相談会が実施されますのでご利用ください。

開催日	会場	時間
令和3年1月18日（月） ～1月29日（金） ※土、日を除きます。	木更津税務署 （木更津市富士見2-7-18）	午前9時～午後4時 ※予約制

※予約と詳細については、木更津税務署個人課税第1部門（0438-23-6161）までお問合せください。